

中条中学校閉校に伴う  
「長野市と小川村との間における  
教育事務の委託に関する規約（案）」について

教育委員会事務局 学校教育課

# 1 経過

年月日	内 容
令和5年3月14日	<p>「中条地区の学校のあり方について（要望）」を受領 【要望骨子（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和7年度末（令和8年3月）で中条中学校を閉校とすること</li> <li>② 選択できる学校として、信州新町中学校、川中島中学校、裾花中学校のほか、<u>小川村立小川中学校も選択できるようにしてもらいたい</u></li> </ul>
令和5年5月17日	<p>部長会議 【以下を決定（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和7年度末（令和8年3月）で中条中学校を閉校とすること</li> <li>② 今後、<u>小川村と協議</u>をし、意向に沿うよう努める。 →「<u>教育事務の委託に関する規約</u>」が必要</li> </ul>
令和5年5月26日	政策説明会（部長会議内容を説明）
令和5年6月7日	教育委員会定例会（部長会議内容を了承）
令和5年6月9日	<p>小川村に申入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中条地区からの要望を踏まえ、長野市中条地区の生徒のうち希望する者について、その教育事務を小川村に委託することについて協議を依頼 →中条地区の中学生のうち希望する者が小川村立小川中学校に就学できるよう協議を依頼</li> </ul>

## 2 教育事務の委託の手続について

### **【教育事務の委託】 学校教育法第40条、第49条**

「教育事務を他の市町村に委託することができる」旨を規定

### **【事務の委託】 地方自治法第252条の14**

「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、管理し及び執行させることができる」旨を規定

#### **手続**

- ① 関係地方公共団体における事実上の協議
- ② それぞれの議会の議決を経て規約を定める
- ③ 事務を委託した旨及びその規約を告示する
- ④ 知事に届け出る

### 3 教育事務の委託に関する規約（案）

#### （委託事務の範囲）

第1条 長野市は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第49条の規定により準用される法第40条の規定に基づき、長野市の区域の一部に居住する学齢生徒（法第18条に規定する学齢生徒をいう。）に係る教育事務（以下「委託事務」という。）を小川村に委託するものとする。

#### （管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、小川村の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

#### （経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、長野市の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期については、長野市長と小川村長が協議して定める。

#### （条例等の制定改廃）

第4条 小川村は、委託事務の管理及び執行について適用される小川村の条例等の制定又は改廃をしようとする場合は、あらかじめ長野市に通知しなければならない。

#### （補則）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、長野市長と小川村長が協議して定める。

附 則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 4 経費の負担について

### 【規約第3条「経費の負担」に関する小川村との協議内容】

修学旅行費などの小川村独自保護者支援策に要する経費とする案で、現在協議中

#### ●中条中学校の生徒数の推計

	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
1年	11	8	4	7	8	5	3
2年	5	11	8	4	7	8	5
3年	8	5	11	8	4	7	8
合計	24	24	23	19	19	20	16

※令和6年度からマーカー内の生徒のうち希望する者が小川村立小川中学校へ通う

#### ●経費の負担については、規約成立後、小川村と「協議書」を交わす

## 5 今後の予定

年月日	内 容
令和5年7月21日	政策説明会
令和5年8月	市議会定例会 「長野市立学校設置条例の一部を改正する条例」(案) 及び 「教育事務の委託に関する規約」(案)を提出
令和5年9月6日	教育委員会定例会
令和8年3月31日	中条中学校閉校